

# 株式会社安心住宅みらいえ「安心住宅みらいえ」取次店規約

(2018年4月1日改定)

## 第1条 規約の適用

1. 株式会社安心住宅みらいえ(以下、「みらいえ」という。)は取次店規約(以下、「本規約」という。)を定め、本規約を遵守することを条件として取次店登録を締結したもの(以下、「取次店」という。)に対して、株式会社安心住宅みらいえ取次店制度を適用し、当みらいえの取次店として活動することを承認します。
2. 取次店は本規約を遵守して、取次店活動を行うものとします。

## 第2条 登録の利点

1. 取次店登録業者が費用負担者の場合、年間検査件数により割引を適用いたします。
2. 取次店登録業者が費用負担者の場合、検査料の定時払い(月末締の後払い)を適用いたします。

## 第3条 登録の変更

当みらいえは、本規約を変更する可能性があり、この場合の本制度の提供条件その他は、変更後の本契約によるものとします。

## 第4条 本制度の終了

当みらいえは当みらいえの都合により、本制度を終了することがあります。その場合は事前に取次店に対しその旨を通知あるいは告知します。

## 第5条 各種変更申請

取次店は、以下の各項に変更があった時は、そのことを速やかに当みらいえに届け出るものとします。

1. 住所、商号、代表者
2. 連絡先メールアドレス

## 第6条 取次店資格要件

宅地建物取引業免許を取得している法人に限ります。

## 第7条 取次店登録証の掲示

取次店登録証は宅地建物取引業免許証とともに、事務所内の一定位置に掲示するものとします。

## 第8条 取次店業務

1. 取次店は安心住宅みらいえを希望する個人または法人を当みらいえへ紹介します。
2. 取次店は別紙に掲げる書類の作成、及び入手をし、当みらいえへ提出するものとします。
3. 取次店は別紙に掲げる書類等を申込者へ提出するものとします。
4. 取次店は検査の際、現場に立ち会います。

株式会社安心住宅みらいえ「安心住宅みらいえ」取次店規約 別 紙

1. 取次店は以下に掲げる書類の作成、及び入手をし、当みらいえへ提出するものとします。
  - イ) 検査申込書
  - ロ) 保証申込書
  - ハ) 売買契約書(写し)
  - ニ) 確認済証等
  - ホ) 平面図・立面図等設計図書
  - ヘ) その他みらいえが必要とする書類
  
2. 取次店は以下に掲げる書類等を売主又は買主へ提出するものとします。
  - イ) みらいえが発行する検査日時連絡票
  - ロ) みらいえが発行する検査引受書(兼請求書)
  - ハ) 既存住宅瑕疵保険(保証)重要事項説明書及び概要説明書
  - ニ) みらいえが発行する保証申込引受書兼請求書
  - ホ) みらいえが発行する検査報告書
  - ヘ) みらいえが発行する保証書
  - ト) 既存住宅瑕疵保険付保証明書
  - チ) 同約款

お問い合わせ先

株式会社安心住宅みらいえ  
〒252-0318  
神奈川県相模原市南区上鶴間本町 4-52-30  
岩井ビル 3 階  
TEL:042-767-5442/FAX:042-767-5443